平成２３年（フ）第３２７号
兵庫県川西市鴬の森町４番14号
債務者　後藤　政実
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３３３号
兵庫県宝塚市売布１丁目15番１号　行本テラスハウスＡ号、前住所宮崎県小林市南西方5952番地20
債務者　長岡　忠徳
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６４号
兵庫県豊岡市城崎町湯島280番地
債務者　齋藤　　久
1　決定年月日時　平成23年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
盛岡市月が丘３丁目７番５―201号、旧住所岩手県八幡平市大更第26地割23番地１
債務者　遠藤美香子
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３８３号
盛岡市北山１丁目５番30―115号
債務者　東海林育子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３８５号
盛岡市月が丘３丁目14番２―403号
債務者　吉田　　満
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６７号
福島県岩瀬郡鏡石町中町77番地
債務者　石山　良夫
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
福島県郡山市南１丁目94　応急仮設住宅Ａ10―２、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町大字本岡字清水前211番地
債務者　関根　雅樹
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
兵庫県たつの市新宮町吉島61番地１
債務者　井口　八郎
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５３号
兵庫県佐用郡佐用町大垣内516番地１、前住所岡山県津山市横山377番地８
債務者　反橋　慎也
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３６号
奈良県五條市須恵３丁目２番８号
債務者　中川　弘司
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第３８号
奈良県吉野郡大淀町大字北野35番地の10
債務者　更井佐智子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第６９号
山口県岩国市桂町２丁目11番14号
債務者　岡林　繁輝
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第８７号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3349番地１
債務者　西元　　陸
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第９０号
山口県柳井市柳井1004番地
債務者　松尾　真弓
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第６９５号
神戸市灘区千旦通４丁目３番５号　エステートピア中田202、従前の住所神戸市灘区徳井町４丁目１番６―201号
債務者　安木　真季（旧姓西岡）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８７２号
神戸市兵庫区上沢通４丁目１番１―701号
債務者　坂本　文子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部